

(法第10条第1項関係様式例)

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

現在、経済発展が著しいベトナムでは、その成長の陰で子どもたちがさまざまな社会的課題に直面しています。特に、(1) 受験偏重型の教育により創造性や自己肯定感が育まれにくいくこと、(2) 都市部と農村部における教育・生活環境の格差、(3) 都市部の運動不足と農村部の栄養不良という健康上の問題などは、将来世代の可能性を大きく制限する要因となっています。

一方、日本においては、グローバル教育の重要性が叫ばれて久しいものの、その多くは欧米志向に偏っており、東南アジア諸国との相互理解や国際協力の機会は限られています。また、在日ベトナム人が急増する中で、文化的孤立や心のケアの不足も深刻な問題となっています。

このような課題を解決するために、私たちは「サッカー」という共通言語を活用し、国や言葉の壁を越えてつながる場を創出するプロジェクト「Dream Kick」を立ち上げるに至りました。

サッカーは、競技としての魅力だけでなく、協調性・ルール理解・多様性の受容といった社会的スキルを育む教育的価値も有しており、さらに文化交流の場としても非常に有効です。本法人では、日本国内におけるチャリティサッカー大会の開催と、ベトナム各地を巡回する移動式サッカースクールの運営を通じて、青少年の健全育成、地域間格差の是正、健康教育の普及、そして日越両国の友好促進に貢献していきたいと考えております。

これらの活動は、不特定かつ多数の人々、特に未来を担う青少年やその家族、教育関係者に対して公益性の高い影響をもたらすものであり、継続的かつ組織的に実施していくためには、法人格の取得が不可欠であると判断いたしました。

したがって、特定非営利活動法人としての認証を得て、広く社会に貢献する活動を本格的に展開してまいります。

### 2 申請に至るまでの経過

代表者である私は、日本とベトナム双方にルーツを持ち、国際的な視点で教育・社会課題の解決に取り組みたいという思いから、この活動を構想しました。サッカーという手段を通じて人と人がつながる体験を自身が得てきたこと、そしてベトナム語を十分に話せない自分自身の課題も乗り越えるための学びの場を得たいという動機が、このプロジェクトを発足させる原点となっています。

2025年には、日本国内での国際交流イベントやボランティア活動を通じて一定の経験を積み、同年には「チャリティサッカー大会」を企画。日本人とベトナム人の混成チームによる試合、文化交流ブースの設置、寄付金の募金活動などを実施しました。この活動を通して、参加者からは「楽しくて学びの多い経験だった」「国を超えて友達ができた」という声が寄せられ、活動の継続と拡大の必要性を強く実感しました。

こうした背景から、本活動を一過性のものにせず、継続性と信用力のある法人格を取得することが不可欠であると考え、特定非営利活動法人の設立申請に至った次第です。

2025年7月15日

特定非営利活動法人 DREAM KICK  
設立代表者 氏名 山河 ケンド